

市町長意見の提出状況

(成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価方法書)

- 1 成田市長意見
意見あり(別添1、1頁～2頁)
- 2 山武市長意見
意見あり(別添2、3頁)
- 3 多古町長意見
意見あり(別添3、5頁)
- 4 芝山町長意見
意見あり(別添4、7頁)
- 5 横芝光町長意見
意見あり(別添5、9頁～10頁)



成環計第 92 号

平成 29 年 5 月 2 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

成田市長 小泉 一成



成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価方法書に対する意見について（回答）

平成 29 年 3 月 28 日付け環第 940 号で照会のありましたこのことにつきまして、下記のとおり回答します。

記

1. 全体的事項について

環境影響評価にあたっては、本事業が成田国際空港の既存滑走路の延長・滑走路の増設であることを踏まえ、現在の環境がどのように変化するかを調査・予測・評価し、環境影響評価図書に分かりやすく記載すること。

2. 個別的事項について

(1) 騒音について

成田空港の機能強化により、夜間飛行制限が緩和され、B滑走路が延長されると、航空機の発着回数が大幅に増加することが見込まれ、航空機騒音による影響の範囲が広がることから、住民の生活環境を保全するために、新たに騒音区域となる家屋の防音工事が必要となる。また、既存の騒音区域でも航空機による騒音影響が増加することから、さらに遮音効果のある防音工事が必要となる。

(2) 飛行コースについて

成田空港の飛行コースについては、航空機騒音による影響をできるかぎり小さくするために、利根川から九十九里浜までの間は、直進上昇・直進降下するように飛行コースが設定されている。機能強化後についても、航空機騒音による影響をできる限り小さくするための飛行コースの設定が必要となる。

(3) その他（B滑走路北伸について）

成田市の最終処分場である成田クリーンパークについては、平成19年3月末に埋め立てを終了したが、最終処分場廃止基準を満たしておらず、一般廃棄物処理施設である最終処分場としては廃止されていない為、水処理を継続させなければならない状況にあることから、その取扱いについては関係機関と十分協議願いたい。

担当：成田市環境部環境計画課 計画係 渡部・横田

電話 0476(20)1533

Fax 0476(22)4449

Mail kankei@city.narita.chiba.jp

総企空第33号
平成29年5月2日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

山武市長 椎名 千収



成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価方法書に対する
意見について（回答）

平成29年3月28日付け、環第940号で照会のあった、このことについて
下記のとおり意見を述べます。

記

1. 騒音について

空港処理能力の拡大に伴い、航空機の運航による騒音影響は増加することから、事業の実施にあたっては、できる限りその影響の回避又は低減を図ることとされたい。

2. 大気質について

機能強化についての住民説明会等において、農業用ビニールハウスの汚れと航空機からの排ガスとの関係を危惧する意見が複数あったことから、大気質に係る調査については慎重に行われたい。

山武市総務部企画政策課空港みらい対策室
TEL 0479-80-7114 ・ FAX 0479-86-3112
E-mail : kikakuseisaku@city.sammu.lg.jp

多 生 第 8 号
平成29年5月2日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

多古町長 菅 澤 英 毅



成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価方法書についての
環境の保全の見地からの意見について（回答）

平成29年3月28日付け環第940号で照会のありました標記の件について、下記
のとおり回答します。

記

1. 全体的事項について

環境影響評価にあたっては、本事業が既設空港の滑走路新設及び増設事業を含む更なる機能強化事業であることを踏まえ、現在の環境がどのように変化するかを予測・評価し、環境影響評価図書にわかりやすく記載すること。

2. 個別事項について

(1) 大気質・騒音・振動について

上記環境要素に対する影響要因「資材等運搬車両の運行」の調査・予測地点の設定において、多古町における調査・予測地点は、国道296号線の1地点のみである。当該路線が通行できなくなった場合を想定し、別の走行ルート（県道及び町道）についても調査・予測地点として設定するとともに、予測・評価にあたっては現況との比較の観点を踏まえて実施すること。

「飛行場を利用する車両のアクセス道路車両」についても同様に、本町から空港へ向かう国道296号線以外のアクセス道路についても調査・予測地点として設定するとともに、予測・評価にあたっては現況との比較の観点を踏まえて実施すること。

また、騒音及び振動の影響調査期間については、「1年間を通じて平均的な状況と考えられる日を2日（平日・休日各1日）」と設定しているが、交通量は季節や天候等によっても大きく影響されることから、適切に現状を把握できる調査期間を設定すること。

(2) 低周波音について

低周波音については、気象や時間帯等の影響を受けることから、調査日数の増を検討し、現状を十分把握できる調査期間を設定すること。

(3) 水質・水文環境・動物・植物について

河川の水質、地下水及び特に水生の動・植物については、造成工事に伴い発生する土砂や飛行場施設の存在及び供用による影響が懸念されることから、現状の把握に努め、適切な予測・評価を実施すること。

芝 総 第 3 5 3 号
平成 2 9 年 5 月 2 日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

芝山町長 相 川 勝 重



成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価方法書に対する意見について
(回答)

平成 2 9 年 3 月 2 8 日付け環第 9 4 0 号で照会のありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

記

1 全般について

環境影響評価にあたっては、本事業が成田国際空港の既存滑走路の延長・滑走路の増設であることを踏まえ、現在の自然環境がどのように変化するか適切に予測・評価し、今後の環境影響評価図書の作成を進めていくこと。

2 個別事項について

(1) 騒音について

上記環境要素に対する影響要因「建設機械の稼働」、「資材等運搬車両の運行」、「飛行場を利用する車両のアクセス道路走行」の調査期間については、「1年間を通じて平均的な状況と考えられる日を2日（平日・休日1日）とし、24時間毎時測定とする。」と設定しているが、季節や天候等によって大きく影響されることから、適切に現状を把握できる調査期間を設定すること。

(2) 低周波音について

低周波音については、季節や天候等によって大きく影響を受けることから、調査期間の延長を検討し、現状を適切に把握できる調査期間を設定すること。

(4) 水質、水文環境について

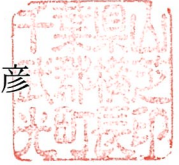
河川の水質及び地下水については、造成工事に伴い発生する土砂や飛行場施設の存在や供用による影響が懸念されることから、現状の把握に努め、適切な予測、評価を実施すること。



横企第117号
平成29年5月1日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

横芝光町長 佐藤 晴彦



成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価方法書に対する
意見について（回答）

平成29年3月28日付け環第940号で照会のありました標記の件につ
いて、別紙のとおり回答します。

【別紙】

1. 大気質について

大気質（窒素酸化物及び浮遊粒子状物質：航空機の運航、飛行場の施設の供用）に係る調査については、機能強化に係る住民説明会において、農業用ビニールハウスの汚れと航空機による排気ガスとの関係を危惧する発言があったため、特に慎重に行われたいこと。

2. 騒音について

騒音（道路交通騒音：飛行場を利用する車両のアクセス道路走行、航空機騒音：航空機の運航）に係る調査に関し、新C滑走路の騒音直下となり、かつ圏央道に隣接した地域については、道路交通騒音と航空機騒音の双方の影響を、調査、予測及び評価されたいこと。

3. 水文環境について

水文環境（造成等の施工による一時的な影響、飛行場の存在）に係る調査地域・調査地点として栗山川が記載されていないが、栗山川は新C滑走路から高谷川及び多古橋川へ排出される水量の影響を受けるので、栗山川への影響を把握できるような調査を行われたいこと。